

一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不特定又は多数の者が利用する施設（以下「施設」という。）において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）のクラスターが発生した場合において、当該施設において事業を営む事業者（以下「事業者」という。）が、その施設名について愛知県又は一宮市が公表することに同意し、かつ、施設を改修する等の感染症対策を実施することを条件として、施設における円滑な事業再開や感染症対策に向けた経済支援を行うことを目的に、予算の範囲内において、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、一宮市補助金等交付規則（昭和37年市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象案件)

第2条 補助金の交付対象は、一宮市内に所在する施設において感染症の患者が発生し、令和2年12月25日以降に愛知県がクラスターの発生を認定した案件に係る事業者とする。

(交付条件)

第3条 補助金の交付に係る申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 一宮市内に所在する施設を運営する事業者であること。
- (2) 事業者に市税の滞納がないこと。
- (3) 愛知県がクラスターの発生を認定し施設名を公表した場合又は一宮市が施設名を公表することに同意した場合（申請者が個人である場合又は法人であっても事実上個人事業主に類するものと市長が認める場合における申請者本人が感染症に罹患した等やむを得ない事情があるときを除き、一宮市が施設名を公表することを愛知県がクラスターであると認定した日から7日以内に同意した場合に限る。）のいずれかに該当すること。
- (4) 保健所の指導を受け、愛知県や業界団体等が策定する感染症対策に関するガイドライン等に基づき感染症対策を実施すること。
- (5) 前号の規定により実施した感染症対策について、一宮市が公表することに同意すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、感染症拡大防止のための必要な一宮市の求めに対して全面的に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を受けられないものとする。

- (1) 事業者が国又は公共法人（法人税法別表第1に掲げる公共法人をいう。）に該当する

場合

- (2) 事業者が大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。）に該当する場合
- (3) 施設が公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設をいう。）に該当する場合
- (4) 施設が従業員のみが利用するものである場合
- (5) 施設が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係を有していると認められる場合
- (6) 施設の運営に際し、法令違反等があったことが明らかになった場合
- (7) 事業者がこの要綱の規定に基づく補助金の交付決定を受け、補助金を受領したことがある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

（補助金の額等）

第4条 補助金の補助率は10分の10、補助限度額は1事業者あたり100万円とし、補助対象となる感染症対策は、別表第1のとおりとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付したうえ、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 申請者は、第1項の通知を受ける前に、補助対象となる感染症対策を実施してはならない。ただし、施設の消毒作業等、緊急を要する場合はこの限りでない。

（交付申請の変更等）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に計画の変更（取下げを含む。）をするときは、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付変更申請書（様式第3号）に変更申請に係る書類を添付したうえ、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、変更内容を適当と認めるときは、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 申請者は、第6条第1項又は前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた補助金の請求をするときは、一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付請求書（様式第5号）に必要書類を添付したうえ、感染症対策の実施後30日以内又は令和4年4月30日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告及び確定通知の特例）

第9条 実績報告は、前条の規定による一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付請求書の提出をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 補助金確定通知は、第6条の規定による一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付決定（申請却下）通知書に記載された交付決定額と、前条の規定による一宮市新型コロナウイルスクラスター対策補助金交付請求書に記載された請求金額に相違がある場合にのみ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象となる感染症対策	備考
改装	感染症対策に要する施設の改装
物品購入	消毒に要するもの、飛沫対策に要するもの、換気に要するもの、その他感染症対策に要するものの購入
委託等	消毒作業等の外注、従業員指導等のための専門家活用、その他感染症対策に要するものの委託等

※各対策について、感染症とは関係ないもの、施設の従業員のみが利用する区画にかかるもの及び施設の従業員のみが利用する区画で使用する物品の購入にかかるものは補助の対象外とする。

※下記の経費は補助の対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・ 物品やサービス等に係るリース料、レンタル料、登録料
- ・ 施設や駐車場等に係る賃借料、敷金、仲介手数料、保証金、光熱水費
- ・ 電話やインターネット利用等に係る通信費
- ・ 雑誌購読料、新聞購読料、団体等の会費
- ・ 金融機関等への振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 既存設備等の撤去・廃棄に係る経費
- ・ 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ・ 補助金応募書類等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費